

平成25年7月8日から、

■問合せ

町民税務課 ☎ 47-8015

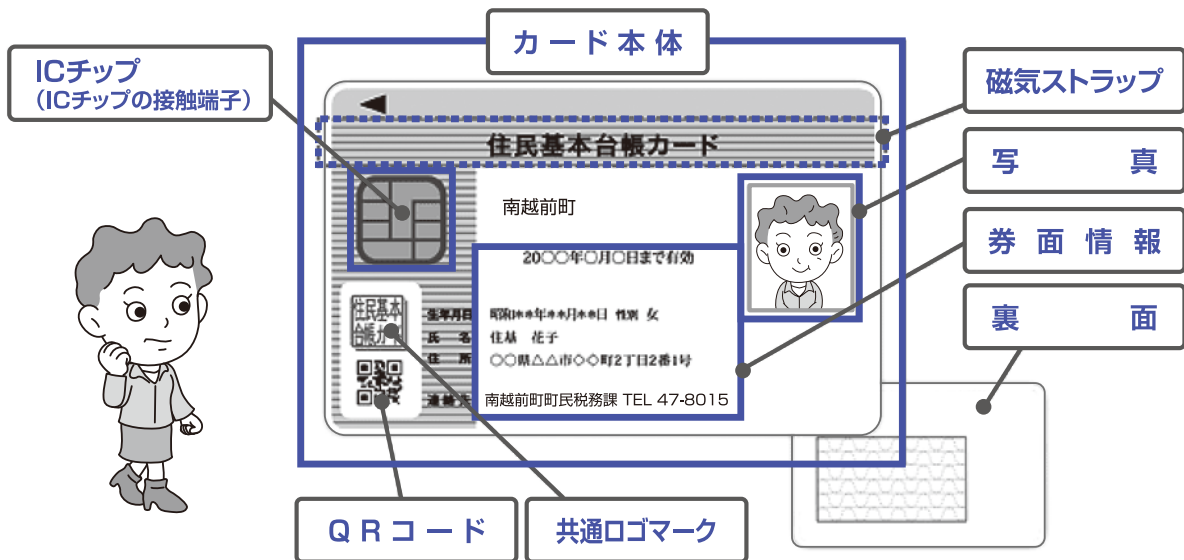
外国人住民の方についても、**住基ネットの運用が開始**されます。

また、**住基カードの交付を受けることができる**ようになります。

正式名称 **住民基本台帳ネットワークシステム** [住基ネット]

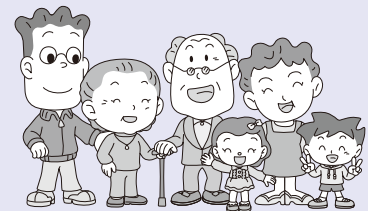
正式名称 **住民基本台帳カード** [住基カード]

- 住基ネットは、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。
- 住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、無作為の11桁の番号をご本人宛ハガキにて通知します。
- 平成25年7月8日から、南越前町にお住いの外国人住民の方も、役場で住基カードの交付を受けることができますようになります。住基カードは、下図のようなセキュリティに優れたICカードです。



■ ■ ■ 平成25年7月8日からできるようになることの例 ■ ■ ■

- ・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化になります。
- ・南越前町以外でも住民票の写しの交付を受けることができますようになります。
(注) 住基カード又は在留カード等の提示が必要です。
- ・住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ・住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。



- ▶ 住基ネットに関する詳しい内容につきましては、「[住民基本台帳ネットワークシステムのホームページ](#)」をご覧ください。
- ▶ 住基カードに関する詳しい内容につきましては、「[住民基本台帳カード総合情報サイト](#)」をご覧ください。

外国人住民に関する住民基本台帳制度電話相談窓口 0570-066-630 (ナビダイヤル)